

ポイント 連結納税は、親法人が全体のデータを取りまとめて申告納税することになるため、親法人の作業量は増大することが予測されます。

#### A10

単体申告の場合と異なり、親子法人間でのデータの一元化、受け渡し、集計、配分が必要となりますので、親法人の経理部等の作業量は増加すると思われます。したがって、システム（ソフト）の導入は不可欠となりますが、これによって、作業量は幾分緩和されると考えます。

連結納税制度の適用は、あくまでもグループ経営の一環でありますので、各法人はこのことを認識したうえで、協力体制を構築していくことが絶対条件となるでしょう。また、実務レベルでの問題等は税務・会計の専門家と相談した上で進めていくことが必要となるでしょう。